

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

「富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」はご存じですか？

【該当する土地の埋立て等には申請が必要です】

- 1 事業区域の面積が500平方メートル以上の土地の埋立て等
- 2 事業区域の面積が500平方メートル未満であって、次のいずれかに該当する土地の埋立て等
 - (ア) 当該事業区域と一団であると認められる区域において、当該土地の埋立て等に着手する日前3年以内に土地の埋立て等が行われた、又は現に行われている場合は、その面積の合計が500平方メートル以上となる土地の埋立て等
 - (イ) 土砂等の量が500立方メートル以上となる土地の埋立て等
 - (ウ) 土砂等による土地の埋立て又は盛土を行うことにより、当該埋立て又は盛土を行った土地の部分の高さが1メートル以上となる土地の埋立て等

土地の埋立て等とは

- 宅地造成や土木工事
- 農地や原野などの造成
- 林地を開発するための造成
- 窪地の埋立て 等

〈富士市土地対策課発行パンフレット引用〉

本条例に違反した場合は罰則が適用されるとともに、事業主、土砂を発生させる者、土地所有者の責務も、本条例に規定されています。

また、申請時に土壤検査報告書(次ページ参照)の提出が求められる場合があります。

富士市以外にも「富士宮市」「沼津市」「御殿場市」「裾野市」「三島市」などにおいても、同様の条例が施行されています。詳細につきましては各市にご確認下さい。

土壤汚染対策法に基づく調査以外、自主的な土壤汚染調査を承ります。下記担当者までお気軽にご連絡下さい。

分析部 入野 一人(土壤汚染調査技術管理者)
分析部 池田 博一

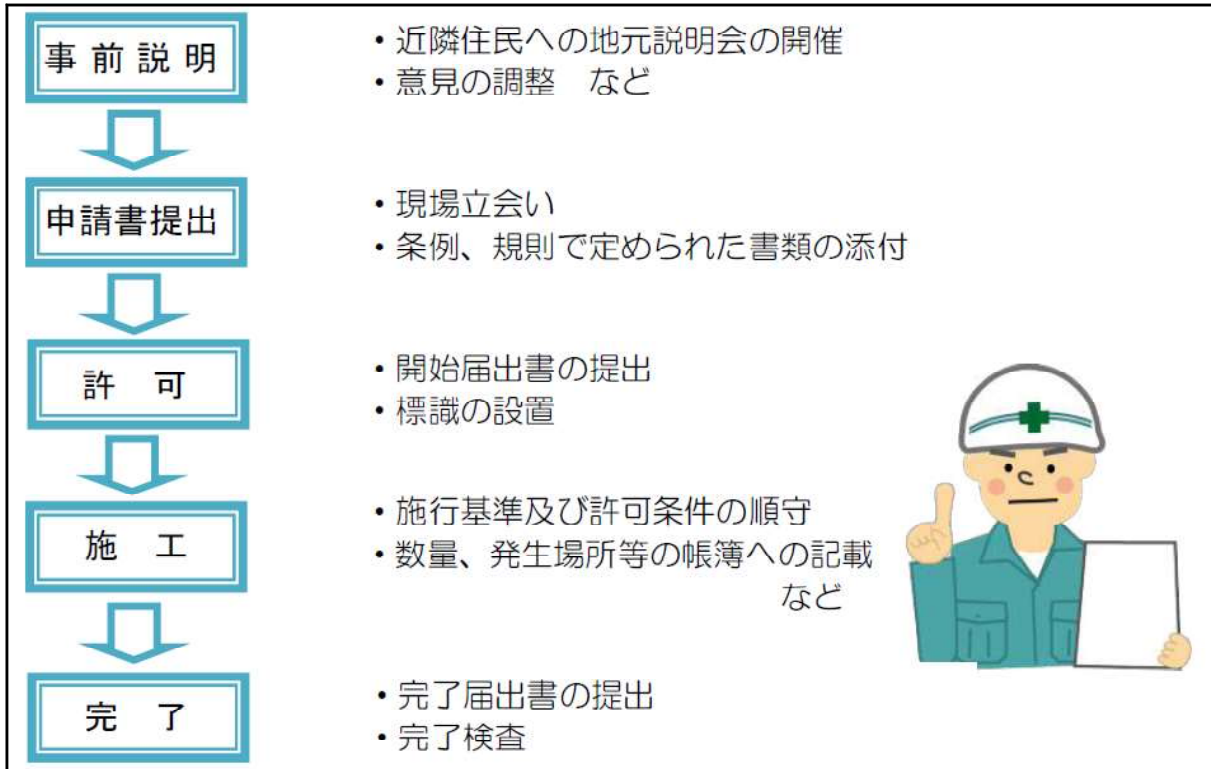
富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

1. 富士市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例とは？

富士市では近年、農地などへの無秩序な盛土や富士山麓での埋立て件数の増加が問題となり、その対応について検討してまいりました。

このような状況を受け、災害防止や環境の保全を図るために土地の埋立て等に対して独自の条例を制定し、平成23年1月1日から施行されています。

2. 土地の埋立て等の申請の流れ



〈富士市土地対策課発行パンフレット引用〉

3. 土壌検査報告書

許可申請にあたり、下記「土壌検査基準」をもとに実施した「土壌検査報告書」の添付を求められる場合があります。

【土壌検査基準】

1) 採取方法

- ①土砂等の発生場所ごとに採取する。
- ②土砂等の発生場所の面積3,000平方メートルごとに1箇所採取する。
- ③土砂等の発生場所の面積が3,000平方メートル以下の場合でも2箇所以上採取する。
- ④採取地点は、富士市との協議により定める。但し、シールド工法の場合は、掘削断面付近から採取する。

2) 検査基準および検査方法

検査基準は「土壌の汚染に係る環境基準について」第1の1に規定する環境基準、検査方法、環境省告示別表に規定する測定方法。

3) 検査機関

検査機関は、計量法に規定する計量証明事業者。

→弊社はこれに該当しております。